

2015 年日本政府年次報告
「がん原性物質及びがん原性因子による職業性障害の防止及び管理に関する条約」(第 139 号)
(2010 年 6 月 1 日～2015 年 5 月 31 日)

1. 質問 I について

前回報告中、
「特定化学物質等障害予防規則」
を
「特定化学物質障害予防規則」
に改める。

2. 質問 II について

第 1 条から第 5 条までの回答を下記のとおり改める。

〔第 1 条〕

(1) がん原性物質及びがん原性因子を定期的に決定する方法について

厚生労働省労働基準局長が有識者を参集し、化学物質のリスク評価検討会等の会議を開催しており、同会議において、国際がん研究機関（IARC）等権威ある機関の最近の情報を考慮して、物質又は因子のがん原性に関する検討を行っている。厚生労働省では、その検討結果に基づき、新たに発がんのおそれがあると認められた物質については、関係政省令の改正を行い、その物質の特性に応じて製造禁止し、又は許可若しくは管理の対象とする等の措置を講じている。

また、新規化学物質の製造等にあたっては、一定の手続きによる有害性の調査が事業者には義務づけられており、また厚生労働大臣はがんその他重度の健康障害を生ずるおそれのある化学物質について実験動物を用いたがん原性の調査を事業者には指示できることとなっているほか、国みずからも有害性の調査を実施するよう努めることになっており、これらの調査結果も考慮されることとなっている。

なお、1982 年 1 月、厚生労働省（1982 年当時は労働省）は、各種の化学物質のがん原性を解明するため、専門的な試験、研究等を行うバイオアッセイ研究センターを開所した。

(2) 禁止又は規制の対象とされるがん原性物質及びがん原性因子について

1) 労働安全衛生法及び労働安全衛生法施行令では、下記の発がんのおそれのある物質及びそれらを含む製剤その他の物について、その製造、輸入、譲渡、提供、使用を禁止している（試験研究のため、一定の要件を充たした場合には製造、輸入、使用が認められる場合がある。詳細は下記（3）のとおり。）。

○ベンジジン及びその塩

○4-アミノジフェニル及びその塩

- 石綿
- 4-ニトロジフェニル及びその塩
- ビス（クロロメチル）エーテル
- ベーターナフチルアミン及びその塩

2) 労働安全衛生法及び労働安全衛生法施行令では、下記の発がんのおそれのある物質及びそれらを含む製剤その他の物について、その製造について許可を受けなければならないこととしている。

- ジクロロベンジジン及びその塩
- アルファ-ナフチルアミン及びその塩
- 塩素化ビフェニル（別名 PCB）
- オルト-トリジン及びその塩
- ジアニシジン及びその塩
- ベリリウム及びその化合物
- ベンゾトリクロリド

3) 上記2) の製造許可対象物質及び下記の発がんのおそれのある物質については、特定化学物質障害予防規則に基づく特別な管理の対象としている。

- インジウム化合物
- エチルベンゼン
- エチレンイミン
- エチレンオキシド
- 塩化ビニル
- オーラミン
- クロム酸及びその塩
- クロロメチルメチルエーテル
- コバルト及びその無機化合物
- コールタール
- 酸化プロピレン
- 四塩化炭素
- 一・四-ジオキサン
- 一・二-ジクロロエタン（別名二塩化エチレン）
- 三・三-ジクロロ-四・四-ジアミノジフェニルメタン
- 一・二-ジクロロプロパン
- ジクロロメタン（別名二塩化メチレン）
- ジメチル-二・二-ジクロロビニルホスフェイト（別名 DDVP）
- 一・一-ジメチルヒドラジン
- 重クロム酸及びその塩
- スチレン
- 一・一・二・二-テトラクロロエタン（別名四塩化アセチレン）
- テトラクロロエチレン（別名パークロルエチレン）
- トリクロロエチレン

- ニッケル化合物（ニッケルカルボニルを除き、粉状の物に限る）
- ニッケルカルボニル
- パラージメチルアミノアゾベンゼン
- 砒素及びその化合物（アルシン及び砒化ガリウムを除く。）
- ベータープロピオラクトン
- ベンゼン
- ホルムアルデヒド
- マゼンタ
- メチルイソブチルケトン

4) 石綿及び石綿を含有する製剤その他の物（以下「石綿等」という。）については、上記1) のとおり製造等禁止の対象とされているところであるが、規制対象となる前、石綿等の多くは建材として建築物に使用されていたことから、こうした建築物等の解体等の作業においては、石綿粉じんが飛散し、労働者がばく露するおそれがある。このため、石綿障害予防規則により、建築物等の解体等の作業における各種の石綿障害予防対策を義務付けている。

(3) 禁止の適用除外について

上記(2)の1)の製造等禁止対象物質について、試験研究のため製造し、輸入し又は使用する場合、一定の要件を充たせば例外的に禁止を解除することが可能である。

禁止解除のためには、労働安全衛生法施行令及び特定化学物質障害予防規則（石綿等については石綿障害予防規則）に規定された手続により、予め都道府県労働局長に許可を得ることが必要となる。禁止解除の申請を受けた都道府県労働局長は、許可を受けようとする者の申請内容を審査し、対象物質の製造又は使用が厚生労働大臣の定めた基準に従って行われることを確認した場合に限り、許可を行い、許可証を交付することとしている。

〔第2条〕

特定化学物質障害予防規則により、がん原性物質等有害性の高い物質にさらされることに伴う労働者の健康障害を防止するため、当該物質については、非がん原性物質等有害性の低い他の代替物質の使用に努めることを事業者に義務づけている。

また、同規則によって、事業者は代替物の使用のほかにも、作業方法の確立、関係施設の改善、作業環境の整備、健康管理の徹底その他の必要な措置を講じることにより、労働者の危険の防止の趣旨に反しない限りで化学物質等に暴露される労働者の人数、並びに労働者が暴露される期間及び限度を最小限度にするように努めなければならないこととされている。

また、石綿障害予防規則において、石綿を含有する製品の使用状況等を把握し、計画的に石綿を含有しない製品に代替するよう努めなければならないことを規定している。

同規則において、事業者は、作業方法の確立、関係施設の改善、作業環境の整備、健康管理の徹底その他必要な措置を講じ、もって、労働者の危険の防止の趣旨に反しない限りで、石綿にばく露される労働者の人数並びに労働者がばく露さ

れる期間及び程度を最小限度にするよう努めなければならないことと規定している。

〔第3条〕

労働安全衛生法、同法施行令、特定化学物質障害予防規則及び石綿障害予防規則において、下記のような措置が定められている。

(1) 保護措置

ア 特定化学物質障害予防規則

- (ア) 設備の密閉化、局所排気施設の設置等の装置
- (イ) 除じん、排ガス処理、排液処理等の用後処理に関する措置
- (ウ) 設備の腐食防止措置、接合部の漏えい防止措置、計測装置の設置等漏えい防止に関する措置
- (エ) ベンゼン、コークス炉等に係る作業等の管理に関する措置
- (オ) 呼吸用保護具、保護衣等の備え付けに関する措置
- (カ) 作業環境測定に関する措置

イ 石綿障害予防規則

- (ア) 建築物等の解体等における石綿使用の事前調査
- (イ) 建築物等の解体等における作業計画作成の義務付け
- (ウ) 解体等作業の届出
- (エ) 特別教育の実施
- (オ) 保護具等の管理
- (カ) 建築物の解体工事等の条件
- (キ) 石綿等が吹き付けられた建築物等における業務に係る措置

(2) 記録の制度

ア 特定化学物質障害予防規則

事業者は、がん原性物質を製造し又は取り扱う事業場については、作業環境測定の記録を作成し、また、がん原性物質を製造し、又は取り扱う業務に従事する労働者の作業の記録及び健康診断の記録を作成し、これを30年間、保存すること等が規定されている。

イ 石綿障害予防規則

事業者は、石綿等を製造し又は取り扱う事業場については、作業環境測定の記録を保存し、また、石綿等を製造又は取り扱う業務に従事する労働者の作業の記録及び健康診断の記録を作成し、これを40年間、保存すること等が規定されている。

〔第4条〕

労働安全衛生法及び労働安全衛生規則により、事業者は、労働者を雇い入れたとき及び当該作業の内容を変更したときに、化学物質の有害性、取扱い方法等について教育を行わなければならないこととされており、関係労働者に確実に情報を提供している。

労働安全衛生法、労働安全衛生法施行令及び労働安全衛生規則により、ベンゼン等労働者に健康障害を生ずるおそれのある物の譲渡、提供に際しては、当該物の名称、成分及び含有量、人体に及ぼす作用、貯蔵又は取扱い上の注意事項等を、

容器又は包装を用いる場合はその容器又は包装に表示することが、又、容器又は包装を用いない場合は同様の事項を記載した文書することが、それぞれ規定されている。

特定化学物質障害予防規則により、がん原性物質を製造し、又は取り扱う作業場においては、当該物質の名称、人体に及ぼす作用、取扱い上の注意事項、使用すべき保護具について、作業に従事すべき労働者が見やすい箇所に掲示しなければならないこととされている。

労働安全衛生法により、事業者は、この法律及びこれに基づく命令の要旨を常時各作業場の見やすい場所に掲示し、又は備えつける等の方法により、労働者に周知させなければならないこととされている。

石綿障害予防規則において、石綿等を製造し、又は取り扱う作業場において、製造し、又は取り扱う作業場である旨、人体に及ぼす作用、取扱い上の注意事項、使用すべき保護具について、作業に従事する労働者が見やすい箇所に掲示することが規定されている。

また、事業者は、石綿等が使用されている建築物又は工作物の解体等の作業を行うときは、あらかじめ、作業計画を定めなければならない、この作業計画に、作業の方法及び順序、石綿等の粉じんの発散を防止し、又は抑制する方法、作業を行う労働者への石綿等の粉じんのばく露を防止する方法を示すこととしている。事業者は、これらの各事項について関係労働者に周知しなければならないと規定されている。

〔第5条〕

労働安全衛生法、労働安全衛生法施行令、特定化学物質障害予防規則により、特定化学物質（がん原性物質）を製造し、又は取り扱う業務に直接従事する労働者に対しては、雇い入れ時、又は当該業務への配置換えの際に、また当該業務に就いている間は、定期的に（6月ごと、一部は1年ごとに）医師による特別の項目の健康診断を行うことを事業者に義務づけている。

また、特定化学物質が漏えいした場合において、労働者がこれらに汚染され、又は、吸入したときは、遅滞なく医師による診察又は処置を受けさせることを事業者に義務づけている。

石綿障害予防規則においても、石綿等を製造し、又は取り扱う業務に従事する労働者に対して、雇い入れ時、配置換えの際、又は当該業務に就いている間は、定期（6ヶ月以内ごと）に医師による特別の項目の健康診断を行うことを義務づけている。

この他、がんその他の重度の健康障害を生ずるおそれのある業務で政令で定めるもの（石綿等取扱作業を含む。）に一定期間以上就いていた労働者については、離職の際に健康管理手帳を交付し、これを所持している者に対して、国の費用で健康診断を実施することにより当該労働者の健康管理に万全を期している。

〔第6条〕

前回までの報告に、以下の事項を追記する。

監督組織については、2015年3月31日現在、労働基準監督署が321署、他に支署が4署となっている。

労働基準監督官の数は3,954名となっている。

[2011 年条約勧告適用専門家委員会オブザベーション]

(1) 第1条関係

職場において取り扱う化学物質の種類は多様で、取り扱う作業も多岐にわたる中で、化学物質による職業性疾病の発生は依然として後を絶たない状況にある。このため、2004年5月に取りまとめられた「職場における労働者の健康確保のための化学物質管理のあり方検討会報告書」では、事業者が自ら化学物質の有害性等とばく露レベルに応じて生ずる労働者の健康障害の可能性及び程度について評価（リスク評価）を行い、必要な措置を講ずる自律的な管理が基本であるとしながらも、中小企業等では自律的な化学物質管理が十分でないこと等を考慮して、国自らも必要に応じてリスク評価を行い、健康障害発生のリスクが特に高い作業等について、規制を行うなどのリスク管理が必要であるとした。

また、2004年12月27日の労働政策審議会建議「今後の労働安全衛生対策について」において、国は、有害化学物質について、化学物質に係る労働者の作業内容等のばく露関係情報等に基づきリスク評価を行い、健康障害発生のリスクが特に高い作業等については、リスクの程度等に応じて、特別規則による規制を行う等のリスク管理を講じることが必要であるとされている。

これらを受けて、2005年5月に報告された「労働者の健康障害防止に係るリスク評価検討会報告書」において、①国が行う化学物質による労働者の健康障害防止に係るリスク評価の考え方及び方法、②リスク評価の結果に基づき国が講ずべき健康障害防止措置及び③ばく露関係の届出について基本的考え方が取りまとめられ、2006年1月に公布された改正労働安全衛生規則において、有害物ばく露作業報告の制度が創設された。

このような経緯を経て、2006年度から、国による化学物質のリスク評価を実施しているところである。2009年度には、「少量製造・取扱いの規制等に係る小検討会報告書」において、リスク評価の実施方法のレビューが行われ、よりの確な健康障害防止措置の検討を行うために、リスク評価を「初期評価」と「詳細評価」の2段階で行う等の改善を加えている。

前回報告において言及したニッケル化合物等に係る規制強化は、こうしたリスク評価の取組の中で行ったものであり、これと同様にして、2014年度までに別表の各物質について発がんのおそれがある物質として規制を強化してきているところ。

さらに2015年度には、ナフタレン及びリフラクトリーセラミックファイバーについても、健康障害防止のための措置の強化を行うための政省令改正等を実施する方向で検討を進めているところである。

なお、このリスク評価の実施に関しては、2012年に国内の印刷事業場で有機溶剤等の化学物質を取り扱っていた複数の労働者に胆管がんが発生していたことが判明したことも踏まえ、発がん性の観点からの評価をより迅速に行うよう、予算規模も大幅に拡大し、検討を進めているところ。こうした流れの中で、連合意見で言及されている有害性調査の手法についても、有識者からの提言に基づき、従前から実施していたがん原性試験だけでなく、2013年度からは変異原性試験、2014年度からは形質転換試験、中期発がん試験など、より簡易な手法によるスクリーニング試験を国自ら行う事業として開始するなど、その時々々の知見を取り入れ、評価の迅速化を図ってきているところである。

[2011年条約勧告適用専門家委員会ダイレクトリクエスト]

(1) 第3条関係適切な記録システムの確立

ご指摘の文書保存期間については、石綿による中皮腫等の疾患の潜伏期間が長期であることを踏まえ、30年間から40年間に延長することとしたもの。引き続き関連法規の改正等が行われた際には適宜報告したい。

(2) 報告書パートVについて

労働基準監督官の採用試験の合格者数については、国家公務員の人件費の抑制を進めること等を目的とした「国家公務員の新規採用抑制」の影響もあり、

2009年度 216名

2010年度 177名

2011年度 213名

2012年度 99名

となった。

しかし、2013年3月26日に、新規採用については、業務の適切かつ円滑な実施のため機動的・弾力的に行うことができるよう、採用数の上限値を定める方式をやめることを内容とする、「国家公務員の新規採用抑制の方針について」の一部改正が閣議決定されたことを受け、労働基準監督官の採用試験の合格者数は、

2013年度 401名

2014年 388名

となったところである。

3. 質問Ⅲについて

本条約の適用に関する原則的な諸問題について司法裁判所が決定を下したことはない。

4. 質問Ⅳについて

労働基準監督官の行った定期監督（災害時監督を含む。）において発見した特定化学物質障害予防規則違反件数は以下のとおりである。

年	定期監督件数	違反件数		
		衛生基準関係	作業環境測定関係	健康診断関係
2010	128,959	151	95	84
2011	132,829	126	87	71
2012	134,295	135	93	64
2013	140,499	440	137	300
2014	129,881	1,714	1,034	1,067

5. 質問Ⅴについて

本報告の写しを送付した代表的労使団体は、下記のとおりである。

(使用者団体) 一般社団法人 日本経済団体連合会

(労働者団体) 日本労働組合総連合会

リスク評価に基づく個別規則（特化則）対象への追加等の状況

平成25年度までに国がリスク評価を実施した物質は計80物質。

うち、リスクが高いと判断された13物質が個別規制の対象として追加。

平成19年度 (H19.12改正、H20.3.1施行)	3物質	1,3-ブタジエン	特化則（特殊な作業の管理（特化則38-17））
		ホルムアルデヒド	特化則（特定第2類）
		硫酸ジエチル	特化則（特殊な作業の管理（特化則38-18））
平成20年度 (H20.11改正、H21.4.1施行)	2物質	ニッケル化合物（ニッケルカルボニルを除く。）	特化則（管理第2類）
		砒素及びその化合物（三酸化砒素を除く。）	特化則（管理第2類）
平成22年度 (H23.1改正、H23.4.1施行)	4物質	酸化プロピレン	特化則（管理第2類）
		1,4-ジクロロ-2-ブテン	特化則（特殊な作業の管理（特化則38-17））
		1,1-ジメチルヒドラジン	特化則（管理第2類）
		1,3-プロパンスルホン	特化則（特殊な作業の管理（特化則38-19））
平成24年度 (H24.10改正、H25.1.1施行)	3物質	インジウム化合物	特化則（特定第2類）
		エチルベンゼン（塗装業務）	特化則（エチルベンゼン等）
		コバルト及びその無機化合物	特化則（特定第2類）
平成25年度 (H25.8改正、H25.10.1施行)	1物質	1,2-ジクロロプロパン（洗浄・払拭業務）	特化則（エチルベンゼン等）
平成26年度 (H26.8改正、H26.11.1施行)	11物質	ジメチル-2,2-ジクロロビニルホスフェイト（DDVP）	特化則（特定第2類）
		クロロホルム	特化則（特別有機溶剤等）
		四塩化炭素	
		1,4-ジオキサン	
		1,2-ジクロロエタン（別名二塩化エチレン）	
		ジクロロメタン（別名二塩化メチレン）	
		スチレン	
		1,1,2,2-テトラクロロエタン（別名四塩化アセチレン）	
		テトラクロロエチレン（別名パークロルエチレン）	
		トリクロロエチレン	
		メチルイソブチルケトン（MIBK）	